平成３１年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	６	府 省 庁 名	金融庁

対象税目	個人住民税　法人住民税　事業税　不動産取得税　固定資産税　事業所税　その他（　　　）
要望項目名	過大支払利子税制の見直しに伴う金融マーケットへの対応
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 関連者等に係る支払利子の損金不算入規定 ・特例措置の内容 過大支払利子税制の見直しを行う場合は、金融マーケットへ悪影響を及ぼさないよう対応すること。
関係条文	租税特別措置法第 66 条の５の２　等
減収見込額	［初年度］　（　－　）　［平年度］　－　（　－　） ［改正増減収額］　－　（単位：百万円）
要望理由	（１）政策目的 健全な金融システムの確保および金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備を行い、我が国の資本市場の国際的な競争力を高めること。 （２）施策の必要性 過大支払利子税制は、企業が関連者に対して過大な利子を支払うことにより税負担を圧縮する租税回避を防止する観点から、過大と認められる利子部分を損金不算入（課税）とする制度（平成 24 年度税制改正で創設）。 2015 年 10 月に OECD は、BEPS（Base Erosion and Profit Shifting：税源侵食と利益移転）プロジェクトに関する最終報告書を公表し、過大支払利子税制に関する国際的なコモン・アプローチを示しているところ。 今後、我が国において、多国籍企業による租税回避行為の防止という BEPS の観点から、過大支払税制の見直しを行う場合には、我が国の資本市場の国際的競争力を維持するため、金融マーケットへの影響も十分考慮することが必要である。
本要望に対応する縮減案	なし

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅰ－２　健全な金融システムの確保のための制度・環境整備 Ⅰ－３　金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施
	政策の達成目標	健全な金融システムの確保および金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備を行い、我が国の資本市場の国際的な競争力を高めること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とする。
	同上の期間中の達成目標	（政策の達成目標と同じ）
	政策目標の達成状況	―
有効性	要望の措置の適用見込み	内国法人および日本に恒久的施設を有する外国法人に適用されることが見込まれる。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	金融マーケットへ悪影響を及ぼすことなく、国際的な租税回避行為を防止することが可能となる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	―
	要望の措置の妥当性	過大支払利子税制の見直しを行う場合に、金融マーケットへ悪影響を及ぼさないための措置であり、妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	今年度が初めての要望である。